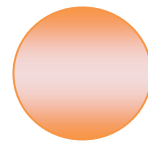


平成23年度

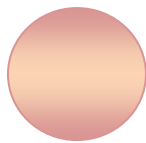
檜原村の一貫教育



檜原学園檜原小学校



檜原学園檜原中学校



檜原村教育委員会

はじめに

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、我が国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して行われなければなりません。

同時に教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が重要になっています。

檜原村においても、社会状況の変化に伴い、様々な教育課題が生じております。従前より、檜原村の教育は、児童・生徒に「生きる力」を身に付けさせることを目的としてきましたが、檜原村教育委員会は、檜原村に生じている教育課題に対応しながら児童・生徒に「生きる力」を身に付けさせるためには、檜原小学校と檜原中学校が行ってきた小中連携教育を小中一貫教育に深化させることがより有効と考え、平成23年度より小中一貫教育を行っております。

檜原村では、檜原小学校と檜原中学校の両校が「檜原学園」という一つの学園を構成し、檜原学園の教育として小中一貫教育を行っております。この檜原学園による小中一貫教育は、「檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱」に沿って進められますが、檜原村教育委員会は、檜原村立小・中学校一貫教育推進委員会をはじめ関係機関の皆様の意見を参考にしながら、要綱の具現化に努めてまいります。

今後も、檜原村教育委員会は、檜原学園による小中一貫教育を通して、学校教育の充実を図り、檜原村総合計画の基本目標の一つである「心豊かな村民を育む村づくり」の実現を目指してまいります。

檜原村教育委員会

目 次

檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱の詳細と解説 23年度・・・・・・・・	2～10
檜原村立小・中学校一貫教育基本計画第一期計画・・・・・・・・	11～21
檜原学園の教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
平成23年度檜原学園経営計画・・・・・・・・・・・・・・・・	23～26
檜原村の一貫教育の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・	27～28
檜原村立小・中学校一貫教育推進構想図・・・・・・・・	29
＜参考資料＞	
檜原村立小・中学校一貫教育推進委員会設置要綱・・・・・・・・	30

檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱

檜原村教育委員会

(目的)

第1条 この要綱は、児童・生徒の生きる力の育成を図るために、檜原村の教育課題を踏まえながら、共通の考えのもとに義務教育期間を通して計画的・継続的な教育を行う檜原村立小・中学校一貫教育（以下「一貫教育」という。）の推進を図ることを目的とする。

(檜原学園)

第2条 一貫教育を行う学校として、檜原村立檜原小学校と檜原村立檜原中学校を合わせて檜原学園と通称するとともに、それぞれの学校を檜原学園檜原小学校と檜原学園檜原中学校と通称する。

2 檜原学園に学園長と副学園長を置く。檜原村立檜原小学校長と檜原村立檜原中学校長がこの任にあたる。

(一貫教育基本計画)

第3条 一貫教育は、檜原村立小・中学校一貫教育推進委員会(以下「一貫教育推進委員会」という)が5年ごとに作成する檜原村立小・中学校一貫教育基本計画（以下「一貫教育基本計画」という）に基づいて実施する。

2 一貫教育基本計画には、次の各号に掲げる取組に関する活動を示す。

(1) 一貫教育を行うために必要な取組

ア 義務教育期間を通じた教育課程の編成と実施

イ その他必要とされる取組

(2) 一貫教育を行う体制をつくる取組

ア 檜原学園経営計画の策定

イ 檜原学園の組織の編成と活動

ウ 檜原学園経営計画の検証

エ 一貫教育の啓発

オ その他必要とされる取組

3 一貫教育基本計画には、学園長と副学園長が必要と判断した場合、一貫教育推進委員会の了承のもと、一貫教育基本計画に示された活動以外の活動を一貫教育に関する活動として設定できる規定を示す。

4 一貫教育推進委員会は、一貫教育基本計画を年度ごとに検証する。

(檜原学園経営計画)

第4条 檜原学園の経営は、学園長と副学園長が、前条第2項－(2)－アに関する活動に基づいて作成する檜原学園経営計画を実施することで行う。

2 学園長と副学園長は、檜原学園経営計画を年度ごとに検証する。

(報告義務)

第5条 学園長と副学園長は、檜原学園経営計画の実施状況及び検証結果を檜原村教育委員会と一貫教育推進委員会に報告する。

附 記

1 一貫教育は、平成23年度より実施する。

2 学園長と副学園長は、学習指導要領をはじめとする教育にかかわる法令に留意しながら、檜原学園の経営を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月29日に一部改正する。

檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱の詳細と解説 23年度

檜原村教育委員会

第1条（目的）について

1. 檜原村における一貫教育の必要性

檜原村の教育課題に対応しながら児童・生徒に「生きる力」を身に付けさせるという観点から一貫教育の必要性を考える。

なお、檜原村の教育課題とは、我が国の普遍的な教育課題（檜原村でも対応しなければならない課題である）及び檜原村固有の教育課題をいう。

※ 「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力をいう。

変化の激しいこれからの社会を生きるために、「知（確かな学力）」、「徳（豊かな人間性）」、「体（健康・体力）」をバランスよく育てることが大切である。

○ 「知」とは、基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力

○ 「徳」とは、自ら律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

○ 「体」とは、たくましく生きるための健康や体力など

＝文部科学省リーフレットより＝



※ この資料「要綱の詳細と解説」に記載している学力とは、上記における「知（確かな学力）」をさす。

(1) 我が国の普遍的な教育課題に対応するために

① 児童・生徒一人一人の成長を支援するために

義務教育9年間における児童・生徒の心身の発達には個人差があり、一人一人の成長を支援するためには、小・中学校という校種の違いを越えた取組が必要である。

② より深い学びを充実させるために

教科の指導内容は、系統性、発展性をもって構成されており、より深い学びを充実させるには、義務教育9年間を見通した連続性のある指導を校種の違いを越えて行う必要がある。

③ 自立心や社会性を育むために

自立心や社会性は、多様な人間関係の中で育まれるものであるが、

少子化が進む現状では、小学生と中学生が共に活動する場を設定することにより豊かな心情や望ましい人間関係を育てる必要がある。

④ 「中1ギャップ」をなくすために

教育活動における学習内容の難易度や指導体制・方法の違いから生ずるいわゆる「中1ギャップ」の増加に関連して、小・中学校の接続の在り方を検討する必要がある。

⑤ 「小1プロブレム」をなくすために

個々の興味優先の活動から集団優先の活動や遊び中心の活動から学習中心の活動等、活動の変化から生ずるいわゆる「小1プロブレム」の増加に関連して、幼稚園・保育園と小学校の接続の在り方を検討する必要がある。

(2) 檜原村固有の教育課題に対応するために

① 児童・生徒全員に学力を定着させるために

児童・生徒全員に学力を身に付けさせることに一層努める必要がある。そのためには、義務教育9年間を通して、共通の考えのもとに、学習サポートの支援等、児童・生徒一人一人に視点をあてた指導を継続的・系統的に進める必要がある。

② 授業時数を有効活用するために

檜原小・中学校は様々な特色ある教育活動を行っているが、いずれも児童・生徒の心身の成長にとって有意義なものである。限られた時数で様々な教育活動を行うために、学習や活動の内容が重複しないように、義務教育9年間を見通した指導計画等を作成する必要がある。

③ 自己判断能力を育成するために

檜原中学校を卒業した生徒が新たな環境への適応に戸惑うことがないように、義務教育9年間を通して、児童・生徒一人一人の自己判断能力を、小・中学校教員の同じ考えのもとに育成していく必要がある。

④ 教育相談を充実させるために

子供たちは成長するにつれ、様々な悩みをもつようになる。そして、その悩みは小学生から中学生になってももち続けることもある。それは、檜原村の児童・生徒も例外ではない。特に、人数が少なく人間関係が小・中学校を通して固定化しがちな檜原村の児童・生徒の間に、いじめをはじめとする人間関係に起因する問題が発生すると、その解決は難しくなる。それが不登校につながるとさらに難しくなる。そのようなことを防ぐためにも、檜原小・中学校は児童・生徒一人一人の悩みをしっかりと把握し、義務教育9年間を通して、同じ体制のもとで指導や助言を行う必要がある。

⑤ 安全指導を充実させるために

社会状況を反映して、交通安全指導だけではなく、不審者への対応、携帯電話やインターネットの弊害への対応等、様々な安全指導が必要になってきた。特に、檜原小・中学校では不審者に関わる安全指導を連携して行っているが、これらの安全指導を行うには、檜原小・中学校は共通意識のもとに連携して行うことで、指導の内容を一致させる必要がある。

⑥ 健康指導を充実させるために

檜原小・中学校は児童・生徒の虫歯や肥満について連携して改善活動を行い、一定の成果を上げてきた。しかし、今後も継続しなければ

ならないのが現状である。また、児童・生徒の健康は学校生活につながるという観点から、虫歯や肥満以外にも、体力の低下等児童・生徒の健康上の課題も明らかにし、共通理解のもとに改善する活動を行う必要がある。



⑦ 児童・生徒の減少に対応するために

児童・生徒の減少は教育活動にも影響する。檜原中学校でも、一定の人数が必要な体育大会をはじめとする諸行事に影響が出ている。このことは、近い将来、檜原小学校でも起こりうることである。早い段階から影響が出る教育活動を明らかにし、少人数でも活動できる方策を立てることが必要である。逆に、児童・生徒の減少をプラスに考え、少人数であるからこそできる教育活動や指導方法を積極的に開発する必要がある。

また、児童・生徒の減少は、檜原村の学校教育について村民に不安をもたらす。児童・生徒が減少してもそれに十分対応できる教育活動を行うことができることを具体的に示す必要がある。

⑧ 学校支援の負担を軽減するために

檜原小・中学校の教育活動には保護者の支援が必要なことが多い。しかし、⑦と関連して保護者・村民数も減少し続けており、従来と同じ方法で活動を行うと支援者の負担は増加する。保護者や関係機関の支援が必要な教育活動を行うにあたっては、学校行事の合同あるいは同日開催等、負担の軽減につながるような方策を考える必要がある。

2. 要綱の目的の設定

1に記述した必要性により、一貫教育の目的と定義を明らかにしながら、次のように要綱の目的を定めている。

(一貫教育の目的) 児童・生徒の生きる力の育成を図るために、(一貫教育の定義) 檜原村の教育課題を踏まえながら、共通の考えのもとに義務教育期間を通して計画的・継続的な教育を行う檜原村立小・中学校一貫教育(以下「一貫教育」という)の推進を図ることを目的とする。

☆ 一貫教育は、小学校から中学校へという縦のつながりで行う教育であるが、檜原村では、連携や合同という横のつながりで行う教育も一貫教育とする。

第2条（檜原学園）について

1. 檜原学園に関する通称について

(1) 通称する理由

檜原村の一貫教育は檜原小・中学校を存続させて実施するが、義務教育9年間を通して、可能な限り、一つの校種としての学校（一貫校という）に近い形（一貫教育校という）で実施するという観点から、檜原小・中学校を合わせて、檜原学園と通称する。

また、檜原小・中学校は一貫教育校であることを示すため、それぞれの学校を、檜原学園檜原小学校と檜原学園檜原中学校と通称する。

※ 檜原学園の形態について

檜原小学校と檜原中学校が檜原学園という一つの学園を構成すると考えてよい。

(2) 通称して期待できること

① 檜原小・中学校教員や保護者・村民は、小学校6年間・中学校3年間と区別して行ってきた子供たちへの教育を、義務教育9年間を通して行うという視点を持つことが期待できる。

② 児童・生徒たちは、自己の成長を義務教育9年間の積み重ねという長期的な展望をもって考えることが期待できる。

③ 檜原小・中学校教員は、檜原学園の教員という意識を持つことにより、一貫教育に取り組む心を一つにすることが期待できる。

檜原小・中学校教員は、授業交流や合同研修会を通して指導技術を学び合うとともに児童・生徒の様子を相互理解することに努めてきた。

その結果、教員個々の力量が高まり、その力量を校種の違いを越えて結集し、協働して教育を行えば、より一層、児童・生徒に「生きる力」を身に付けさせられることを実感できるようになった。「自分は、義務教育期間のどの期間でどのような関わり方で檜原村の子供たちを育てていくのか。」という檜原学園の教員としての意識を持つことにより、より一層、この実感を共有することができる。



2. 「檜原学園」及び「檜原学園檜原小（中）学校」の通称を用いる場面

(1) 「檜原学園」の通称を用いる場面

- ① 小・中学校が合同で行う教育活動で用いる
- ② 小・中学校が合同で作成する文書（公文書は除く）で用いる
- ③ 小・中学校が合同で行う会議や研修会で用いる
- ◇ 小・中学校長は、檜原学園学園長（副学園長）○○○○というように、学園長・副学園長の立場となる。

(2) 「檜原学園檜原小（中）学校」の通称を用いる場面

- ① 小・中学校が独自で行う教育活動で用いる
- ② 小・中学校が独自で作成する文書（公文書は除く）で用いる
- ③ 小・中学校が独自で行う会議や研修会で用いる
- ◇ 小・中学校長は、檜原学園檜原小（中）学校長○○○○というようにそのままの立場となる。

※ 公文書には、正式名称（「檜原村立檜原小（中）学校」）を用いる。

（注）次のような場合も考えられる。

卒業式については、式名は檜原学園檜原小（中）学校卒業証書授与式とするが、卒業証書（公文書）に記載する学校名は東京都西多摩郡檜原村立檜原小（中）学校とする。

※ 上記(1), (2)のいずれにあてはまるのか判断がつかない場合は、その都度、小・中学校間で協議する。

3. 学園長と副学園長

檜原小・中学校長のいずれかがこの任にあたる。任期については、両校長と檜原村教育委員会が協議する。

第3条（一貫教育基本計画）について

1. 一貫教育基本計画の作成と作成の理由

一貫教育推進委員会は、要綱第3条2項に示されている取組に関する活動を設定し、その内容を一貫教育基本計画に具体的に記述する。

一貫教育基本計画は一貫教育を行う上での基盤となるものである。この計画により、檜原村の学校や教育委員会等の人々の異動等による入れ替わりに関わらず、内容を変えることなく継続して一貫教育を進めることができる。また、保護者・村民にも一貫教育の将来像を示すことができ、一貫教育についての不安の解消にも役立つ。

2. 一貫教育基本計画第一期計画における活動の設定

一貫教育検討委員会は、一貫教育基本計画第一期計画における活動を次の手順で設定した。

※ 一貫教育検討委員会→「檜原村の一貫教育の歩み」を参照

<手順1>

活動設定のヒントとするために、要綱第3条2項に示されている取組について、その重点を次のように明らした。

(1) 一貫教育を行うために必要な取組の重点

- ① 義務教育期間を通した教育課程の編成と実施の重点
 - ア 檜原学園の教育目標の設定

- イ 義務教育期間を通じた指導計画による学習指導
 - ウ 義務教育期間を通じた継続的な学習支援
 - エ 義務教育期間を通じた継続的な特別支援教育
 - オ 義務教育期間を通じた児童・生徒の成長を見ることができるシステム
 - カ 義務教育期間の学習段階に応じた指導体制
 - キ 少人数を生かしたきめ細かな学習指導
 - ク 小・中学校教員の教育活動における連携・交流
 - ケ 児童・生徒の交流を生かした教育活動
 - コ 保護者・村民、関係機関、ボランティアの支援による教育活動
 - サ 児童・生徒と保護者・村民との交流学习
- (2) 一貫教育を行う体制をつくる取組の重点
- ① 檜原学園経営計画の策定の重点
 - ア 一貫教育の構成
 - イ 檜原学園の活動の方策
 - ② 檜原学園の組織の編成と活動の重点
 - ア 一貫教育を進める組織の編成と活動
 - イ P T Aや学校運営連絡協議会との連携
 - ③ 檜原学園経営計画の検証の重点
 - ア 檜原学園の教育目標や教育理念の検証
 - イ 檜原学園の組織の検証
 - ウ 檜原学園の活動の方策の検証
 - ④ 一貫教育の啓発の重点
 - ア 一貫教育の保護者・村民への説明
 - イ 小・中学校教員の一貫教育に関する研修
 - ウ 一貫教育の情報の発信

<手順2>

手順1で明らかにした取組の重点に檜原村の教育課題を重ね合わせることで具体的な活動を設定した。

なお、設定した活動には、檜原小・中学校一貫教育推進要項に示されていた活動から取り入れたものもある。

※ 檜原小・中学校一貫教育推進要項→「檜原村の一貫教育の歩み」を参照

3. 一貫教育の充実・発展のために

一貫教育を充実・発展させるために、

- (1) 一貫教育推進委員会は、一貫教育基本計画を5年ごとに作成する。

一貫教育の活動には1年で成果を得るのは難しいものもある。しかし、このことで成果を得ることを先送りするようになると、一貫教育の充実・発展は見込めない。そこで、成果を得る年限を設ける必要があるという考えから、一貫教育推進委員会は、一貫教育基本計画を5年ごとに作成することとした。

なお、次期計画を作成する際は、様々なデータの分析や意識調査を行うことで、前期計画による一貫教育の成果を確かめるとともに、一貫教育に関する状況（檜原村の教育課題、児童・生徒の状況、保護者・村民

の教育に関する意識等)の変化を把握する必要がある。

※ 一貫教育基本計画第一期計画の実施期間は、準備及び試行の期間が必要という考えから、一貫教育が開始される前年度の22年度から27年度までの6年間とした。

(2) 一貫教育推進委員会は、一貫教育基本計画を年度ごとに検証する。

(1)により、一貫教育基本計画に示された活動を5年間は替えないことになる。しかし、このことに固執すると、5年内でも一貫教育に関する状況が変化することも考えられることから、一貫教育基本計画がその変化に対応できなくなる可能性がある。それを防ぐために、「5年間は替えない」ことを原則とするが、一貫教育推進委員会は、一貫教育基本計画を、檜原村の教育課題の変化等を踏まえながら年度ごとに検証し、その結果によっては、5年途中でも、活動の内容の変更や新たな活動の設定が行えるようする。

※ 一貫教育推進委員会が新たな活動を設定した場合、その活動は一貫教育基本計画に示す。

(3) 一貫教育基本計画には、学園長と副学園長が必要と判断した要綱第3条2項による活動以外の活動を、一貫教育推進委員会の了承のもとに、一貫教育に関する活動として設定できる規定を示す。

(2)における新たな活動の設定は、一貫教育推進委員会が行うものであるが、この規定を示すことで、檜原学園も新たな活動を設定できることを可能にしている。

一貫教育を充実・発展させるには、トップダウンのみで行うのではなく、ボトムアップの観点で行うことも必要である。したがって、学園長と副学園長のみで考えた活動だけではなく、一貫教育の実践者である教員が考えた活動も檜原学園の活動として設定できるようにしたい。そのために、学園長と副学園長は、教員のアイデアが生かされる活動が積極的に開発されるようなシステムづくりを考える必要がある。

※ 学園長と副学園長が新たな活動を設定した場合、その活動は檜原学園経営計画に示す。

☆ (2)及び(3)における活動内容の変更や新たな活動の設定についての論議は、一貫教育を充実・発展させるために、建設的に行わなければならない、安易に妥協したものになることは避けなければならない。

第4条（檜原学園経営計画）について

1. 檜原学園の経営

檜原学園経営計画は一貫教育の実施計画である。この計画を実施することが、その年度の檜原学園を経営する（一貫教育を行う）ことになる。

2. 檜原学園経営計画の作成

檜原学園経営計画の作成は、要綱の第3条第2項における檜原学園経営計画の策定に関する活動（一貫教育基本計画第一期計画においては、活動16、17がこれに相当する）に基づいて行う。

その際、学園長と副学園長は、意志の疎通を図りながら、檜原学園を一

つの学園として組織的・効率的に経営するという視点で作成する。また、予算や教育関係法令に関わることもあるので、教育委員会と連携しながら作成する。

3. 檜原学園経営計画の検証

檜原学園経営計画は、一貫教育を行う上で中枢的な役割を果たすものであり、一貫教育をより一層充実させるためには、計画の内容をP（立案）D（実施）C（途中検証）A（改善実施）により検証し、その結果を次年度の檜原学園経営計画の作成に生かす必要がある。

☆ 要綱には、檜原学園経営計画の作成や検証は学園長と副学園長が行うとあるが、それは、責任の所在を明らかにしたものであり、実際の作成や検証は、教員参加のもとで檜原学園として行うのが望ましい。

第5条（報告義務）について

檜原村教育委員会は一貫教育を推進するための条件整備をしなければならない。そのために、檜原村教育委員会は檜原学園経営計画の実施状況を把握しておく必要がある。以上の理由から、学園長は、檜原村教育長に、檜原学園経営計画の実施状況を毎月の校長・副校長連絡会で報告し、評価結果を1年間のまとめとして年度末に報告する。

同様の理由で、学園長は、一貫教育推進委員会にも学園経営計画の実施状況や評価結果を報告する。報告時期については、一貫教育推進委員会と協議する。

附記について

檜原学園経営計画の作成・実施については、学習指導要領や檜原村公立学校の管理運営に関する規則等の法令との関わりに留意しながら行う。檜原村教育委員会と協議しながら行うことが必要な場合も生じる。

【関連解説：一貫教育により期待できること】

1. 「児童・生徒一人一人の個性を生かす」生きる力を育成できる

檜原村でも少子化が進行しているが、その反面、教員は、児童・生徒一人一人に見合った教育支援をきめ細かく行うことができる。義務教育9年間をとおして、この支援を檜原学園の教員が引き継いでいけば、「児童・生徒一人一人の個性を生かす」生きる力を育成することができる。

2. 村ぐるみで児童・生徒一人一人を見守ることができる

従来、小学校と中学校は各校で関係機関と連携していたが、それを檜原学園と関係機関の連携にすることで、児童・生徒の育成についての学校と関係機関の共通意識がより一層、拡大・強化される。このことが、学習指導だけでなく健全育成や安全指導等、多方面での連携体制作りにつながり、村ぐるみで児童・生徒一人一人を見守ることができる。

3. 檜原村を愛し誇りに思う児童・生徒の育成をより一層進めることができる

檜原村の一貫教育は、檜原村の教育課題に対応しながら行われる。したがって、檜原村の小中一貫教育の実施は、檜原村という地域に根ざした教育の実施でもある。この地域に根ざした教育を義務教育9年間をとおして行うことで、檜原村を愛し誇りに思う児童・生徒の育成をより一層進めることができる。

【今後、小・中学校長と教育委員会が協議すること】

1. 一貫教育は村の施策であることを明らかにするためにも、その内容を檜原村総合計画に明示する必要がある。どのような内容をどのような方法で明示するのかを協議する。



2. 保育園と小学校の接続についての検討時期

ひのはら保育園長の意見を踏まえて、接続について検討する組織や検討を予定する時期を協議する。



檜原村立小・中学校一貫教育基本計画第一期計画

平成23年3月28日

檜原村小・中一貫教育推進委員会

檜原村の児童・生徒の生きる力を育成するために、一貫教育に関する活動を下記のように示す。

記

I 檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱（要綱）第3条2項による活動

◎一貫教育を行うために必要な取組に関する活動

<義務教育期間を通じた教育課程の編成・実施に関する活動>

活動1. 檜原学園の教育目標の設定

【担当：檜原学園】

檜原学園の教育目標は、檜原村の一貫教育の目的である「児童・生徒の生きる力を育成する」ための共通目標であり、それは、檜原学園の教育にかかわるすべての人々の共通目標でなければならない。したがって教育目標の設定は、教員、児童・生徒、保護者・村民等の願いを勘案しながら行う。

なお、児童・生徒の発達段階を考慮して、檜原小・中学校は、檜原学園の教育目標に関連させながら、独自に教育目標を設定してもよい。

（設定形式のイメージ例1）

檜原学園教育目標

□

□

□

（設定形式のイメージ例2）

檜原学園教育目標

□

□

檜原小学校教育目標

◇

◇

檜原中学校教育目標

△

△

【設定：22年度】

活動2. 檜原学園の教育理念の設定

【担当：檜原学園】

檜原学園の教育理念は、檜原学園の教育目標を達成するための根本的な考えであり、檜原学園の教員の共通意識の上に立って設

定されなければならない。

また、檜原学園の教育理念を設定することにより、檜原学園の教育が端的にイメージされ、教員はもちろん、児童・生徒、保護者・村民が檜原学園としての教育に同一の認識をもつことができる。

【設定：22年度】

活動3. 檜原学園の生活時程の作成

【担当：檜原学園】

一貫教育を促進するために、小・中学校の生活時程を、双方の時間割や諸活動を見比べながら作成する。45分・50分の授業時間の違い等があり、小・中学校同一の生活時程を作成するのは困難であるが、可能な限り児童・生徒の授業交流や小・中学校教員の指導交流が円滑に行われるよう配慮して作成する。

【作成：22年度より毎年度】

活動4. 檜原学園の年間行事予定表や月行事予定表の作成

【担当：檜原学園】

一貫教育を促進するために、檜原学園として一つの形式にして作成する。不可能な場合は小・中学校双方の予定表を並列または表裏両面に印刷することで作成に替える。教員はもとより保護者がそれを手元に置くことで、檜原学園としての活動の理解や意識の向上につながる。

【作成：22年度より毎年度】

活動5. 檜原学園の指導計画の作成

【担当：檜原学園】

義務教育期間における児童・生徒の、学習の円滑な継続、授業の効果的実施という観点から、檜原村教育委員会が示した「教科における学習段階の区分と指導形態」に沿い、次に示した教科・領域の義務教育期間を通した指導計画を作成する。

- ・ 各教科（外国語活動・外国語も含む）の年間指導計画
- ・ 道徳の全体計画及び道徳の時間の年間指導計画
- ・ 総合的な学習の時間の全体計画及び年間指導計画
- ・ 特別活動の全体計画及び各活動・学校行事の年間指導計画

このことにより、指導内容の重複や不足の防止、繰り返し指導の必要の有無、指導の時期や内容等に小・中学校教員が共通認識をもてることが期待できる。

なお、教員は、次に示した事柄について共通理解をもった上で、指導計画を作成する。

- ・ 檜原学園教育目標の確認
- ・ 作成時点における児童・生徒の育成上の課題
- ・ 学力観、評価観（活動7に再掲）
- ・ 指導観（活動8に再掲）
- ・ その他、必要とされる事柄

また、次年度の指導計画の作成は、年度末に、小・中学校の教

員が共同で指導計画を検証し加除修正することをもって替えることができる。

(注) 活動5については、指導計画相互の関連を明らかにして作成するとともに、人権教育、キャリア教育・進路指導、食育、国際理解教育、情報教育、環境教育等、様々な教育の中から檜原村の児童・生徒にとって必要と思われる内容があれば、それを指導計画に入れていく。場合によっては、その教育独自の指導計画の作成も検討する。

【作成：22年度より毎年度】

☆ 檜原村教育委員会が示した「教科における学習段階の区分と指導形態」

カリキュラムの編成にあたっては、文部科学省の学習指導要領に準拠しつつ、義務教育9年間を児童・生徒の成長に合わせ、一期（1～4学年）・二期（5～7学年）・三期（8・9学年）の4・3・2の区分により編成する。主な伸ばしたい点として一期は、基礎・基本を繰り返して習熟を図る反復期、二期は、基礎・基本を生かして思考力・判断力・表現力を身に付ける活用期、三期は、基礎・基本を応用して個性・能力を伸ばす伸長期ととらえるものとする。

学習段階の区分と指導形態のモデル

期	一期（反復期）				二期（活用期）			三期（伸長期）	
学 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
学習段階	繰り返して習熟を図る				思考力・判断力・表現力を身に付ける			個性・能力を伸ばす	
指導形態	学級担任制						専科制		

※ 専科制については、TT授業や合同学習も含む。

※ 専科制の区分については、状況に応じて弾力的に運用する。

活動6. 檜原学園の行事・諸活動の実施や交流

【担当：檜原学園】

児童・生徒の交流による豊かな心情や望ましい人間関係の育成、集団性の確保、保護者・関係機関の学校支援の効率化の観点から、小・中学校の行事・諸活動の合同実施（同日開催も含む）を検討し、檜原学園として実施する。

同様の観点から、児童会・生徒会の交流活動、クラブ活動・部活動における児童・生徒の交流や小・中学校教員の指導交流も検討し実施する。

(注) 活動5と合わせて行うことも考えられる。

【検討：22年度より毎年度】

【実施：実行可能な直近の年度より】

活動7. 檜原学園教員の学力観、評価観の確認

【担当：檜原学園】

児童・生徒に不安を生じさせないようにするためにも、また、小・中学校教員の授業における交流を円滑に進める上でも必要である。これは一貫教育を行う上で不可欠の活動であり、檜原学園研修会等で話し合い、確認しておく必要がある。

【話し合いや確認：22年度より毎年度】

活動8. 檜原学園の教員の指導観の確認

【担当：檜原学園】

規範意識の醸成、授業規律の確立、教育相談等、健全育成に関する活動は同じ指導観をもって指導しないと、児童・生徒は迷ったり、不信感をもったりする。また、授業についても、全教員が当該学年の児童・生徒の実態を共通に把握し、それに伴う指導観を確認しておく（例：少人数集団の授業で起こりがちな児童・生徒の過度の緊張を防ぐために、間違ふことを怖がらないような雰囲気をつくる）ことは一貫教育を行う上で大切なことである。一貫教育に関する活動の方策を設定する際や檜原学園研修会等で話し合い、確認しておく必要がある。

【話し合いや確認：22年度より毎年度】

活動9. 檜原学園の研究授業の実施

【担当：檜原学園】

小・中学校教員が協働して指導方法の研究を行うことは、児童・生徒の学力を向上・定着させるためにも必要である。またこのことは活動5, 7, 8を検証することにも役立つ。

【実施：22年度より毎年度】

活動10. 檜原学園の学習支援

【担当：檜原学園】

学習が遅れがちな児童・生徒に学力を定着させるには、義務教育期間を通して一貫した学習支援を行うことが必要である。小・中学校教員の指導交流や学習ボランティア等の協力も考えた体制の下に学習支援を行う。

【体制づくり：22年度】

【実施：23年度より毎年度】

活動11. 檜原学園の学習状況票の作成と活用

【担当：檜原学園】

教員が、学年進行とともに児童・生徒一人一人の教科におけるつまずきの状況を引き継ぐことは、きめ細かな指導を計画的・継続的に行う上で必要なことである。そのために、学習状況票（個人カルテ）を作成し、義務教育期間を通して活用することは有効である。学習状況票の内容を児童・生徒や保護者にも知らせる等、活用の仕方によっては、授業に関するだけでなく、三者面談や家庭訪問での意見交換、家庭学習の目標等にも役立てることができ、児童・生徒が自ら学ぶ態度の育成にもつながる。

【様式の作成：22年度】

【内容の記載とその活用：23年度より毎年度】

活動12. 檜原学園の実態調査等結果の共通把握

【担当：檜原学園】

檜原村の児童・生徒の実態を小・中学校教員が共通把握することは、檜原学園として一貫教育を行う上で不可欠のことである。そのためにも、各種の学力調査や意識調査等は小・中学校とも共通の種類・内容で実施し、その結果を見せ合う必要がある。特に、児童・生徒の学習上の課題を明らかにし、それを共通把握することは、活動5, 7, 8, 9, 10, 11に関連することであり重要である。

【共通把握：22年度より毎年度】

<関係機関と連携した活動>

活動13. 関係機関と連携した檜原学園の安全指導及び檜原学園生活指導連絡会の実施

【担当：檜原学園生活指導連絡会】

檜原小・中学校は、檜原村の地理的な特性や最近の社会状況を反映した安全指導として、合同で防災訓練、不審者対応避難訓練、セーフティ教室等を行ってきた。

また、檜原村小・中学校生活指導連絡会は、学校、保護者、関係諸機関が一堂に会し、檜原村の子供たちの健全育成についてそれぞれの活動を理解し合う場として行われてきた。

今後も、檜原学園として安全指導及び生活指導連絡会を実施することで、檜原村の児童・生徒を取り巻く安全指導及び生活指導上の課題を明らかにし、学校、保護者、関係諸機関の連携の下、村ぐるみでその課題の解決を図っていく必要がある。

【実施：22年度より毎年度】

活動14. 関係機関と連携した檜原学園教育相談担当者会の実施

【担当：檜原学園教育相談担当者会】

檜原小・中学校教育相談担当者会は、教育相談機能に関することだけではなく、児童・生徒の学校生活の様子を小・中学校それぞれの教員に伝える上でも重要な役割を担ってきた。

今後の課題として、一貫教育の観点から児童・生徒の理解を一層深めるために、スクールカウンセラーや檜原村の子ども家庭支援センター及び教育相談室との連携を強化し広範囲な情報交換ができるような体制の下で、檜原学園教育相談担当者会として同会議を行う必要がある。また、このような会議は、教育相談に関する事案についての関係者の分担や取組等に共通理解をもつことにも役立つ。

【実施：22年度より毎年度】

活動 1 5. 関係機関と連携した檜原学園保健委員会の実施

【担当：檜原学園保健委員会】

檜原村小・中学校保健委員会の役割は「児童・生徒自身の健康的な生活行動の確立を目指し、小・中学校 9 年間を通じた系統的な実践と家庭・地域への支援を通して、児童・生徒に健康な生活の向上に必要な資質を培う」ことである。この役割に沿って、同委員会は檜原村の児童・生徒の健康上の課題について話し合い、それを基に、関係機関と連携しながら児童・生徒の虫歯や肥満等について改善活動を行い、成果を上げてきた。

今後も、同委員会を檜原学園保健委員会として実施することで、児童・生徒の健康上の課題を明らかにし、関係諸機関と連携して村ぐるみでその課題の解決を図っていく必要がある。

【実施：22 年度より毎年度】

◎一貫教育を行う体制をつくる取組に関する活動

<檜原学園経営計画の策定に関する活動>

活動 1 6. 檜原学園経営計画の作成

【担当：檜原学園長】

檜原学園長は、副学園長との合意のもと、檜原学園経営計画を毎年度作成する。作成とは次の事柄を具体的に記述することである。

- (1) 檜原学園の教育目標を活動 1 に基づき記述する。
 - (2) 檜原学園の教育理念を活動 2 に基づき記述する。
 - (3) 檜原学園の活動とその方策を記述する。
 - ① この基本計画の I に示された活動のうち、檜原学園が担当する活動（活動 16, 17, 18, 19 を除く）から当該年度に行うものを転記し、転記した活動の方策を活動 17 に基づき記述する。
 - ※ 転記する活動は次のように扱ってもよい。
 - ・活動の名称を変更する。
 - ・複数の活動をまとめて一つの活動にする。
 - ・一つの活動を複数の活動に分ける。
 - ② この基本計画の II により設定した活動を記述し、記述した活動の方策を活動 17 に基づき記述する。
 - (4) 檜原学園の組織を記載する。
 - ① 檜原学園の活動を推進する組織を活動 18 に基づき記載する。
 - ② 檜原学園の活動を行うための組織を活動 19 に基づき記載する。
 - ③ その他必要な組織を記載する。
 - (5) その他必要な事柄を記述する。
 - ※ (3) と (4) の②を合わせて記述してもよい。
- なお、作成 2 年目以降の檜原学園経営計画の作成は、上記の事柄の内容を加除修正したもので替えてもよい。

【作成：23年度より毎年度】

活動17. 檜原学園の活動の方策の明示

【担当：檜原学園長】

活動の方策とは、その活動の内容を実現・実行するための組織、スケジュール、方法等を具体的に示したものである。

なお、方策を設定する際は、次のことを踏まえるようにする。

- ・ 檜原学園の教育目標や教育理念に沿うように設定する。
- ・ 児童・生徒の育成上の課題があれば、その解決もなされるように設定する。
- ・ 檜原学園教員の共通した学力観、評価観、指導観のもとになされるように設定する。

【方策の明示：23年度より毎年度】

<檜原学園運営組織に関する活動>

活動18. 檜原学園の活動を推進する組織の活動

【担当：檜原学園】

檜原学園の活動を推進する組織は、檜原学園の教育を組織的・効率的に行うために、主として次の活動を行う。

- ・ 檜原学園の取組に関する活動を行うための組織の統括及び連絡調整を行う。
- ・ 檜原学園の教育の進捗状況を把握するとともに、推進上の課題についてその対応を協議する。
- ・ その他、檜原学園の教育を組織的・効率的に行うために必要な活動を行う。

【活動：23年度より毎年度】

活動19. 檜原学園の活動を行うための組織の活動

【担当：檜原学園】

檜原学園の取組に関する活動を行うための組織は、活動17に示された一貫教育に関する活動の方策を実行する。

【活動：23年度より毎年度】

<檜原学園評価の実施と活用に関する活動>

活動20. 檜原学園経営計画の評価の実施

【担当：檜原学園】

教員、児童・生徒、保護者が一貫教育をどのように認識しているのかを把握することは、一貫教育を推進する上で不可欠のことである。そのために、活動16に記述された檜原学園経営計画の内容を、P（立案）D（実施）C（途中検証）A（改善実施）により評価する必要がある。特に活動16の(3)の評価は重要である。

【実施：23年度より毎年度】

<一貫教育についての啓発に関する活動>

活動 2 1. 檜原学園の教育の保護者に対する説明

【担当：檜原学園】

保護者は子供たちの入学・卒業によって入れ替わる。したがって、檜原村ではなぜ一貫教育が必要なのかと思う保護者が毎年出てくるのは必然のことである。このことから、保護者には毎年度、一貫教育について説明する必要がある。説明の内容は、一貫教育の必要性や目的、檜原学園経営計画の他、これまでの取組の経過等を説明する。

一貫教育は学校教育の変革の一つであり、未知の取組が出てくることから、一貫教育によって自分の子供がリスクを負わないかという不安を保護者がもつことは当然である。そのような不安が出ると思われる取組については、考えられるリスクに対する方策を立てるとともに丁寧にその内容を説明する。また、少子化の進行に伴い、檜原村の学校教育そのものに不安を感じる保護者もいることが考えられる。特に就学間近の子供をもつ保護者はその感が強いと思われる。一貫教育は、少人数のハンディを克服する教育や少人数だからこそできる児童・生徒一人一人を大切にすることを効果的に行うものであることを丁寧に説明することで保護者が持つ不安の解消に努める必要がある。

なお、一貫教育の取組には、現在だけでなく将来も視野に入れた長期的な展望の基に行わなければならないものもある。このことを踏まえた上で保護者の理解を求め必要がある。一貫教育に関して保護者から意見を聞いたりアンケートを取ったりする場合もこのことを踏まえて行うことが大切である。

【実施：22年度より毎年度】

活動 2 2. 檜原学園の教育の村民に対する説明

【担当：檜原学園、檜原村教育委員会】

檜原小・中学校は檜原村の学校であることから、檜原学園としての（一貫教育校としての）機能をもつことを村民に説明する必要がある。このことは、一貫教育についての理解を得ることにとどまらず、村民や関係機関による学校支援について協力を得ることにもつながる。説明の内容及び意見の聞き方やアンケートの取り方は活動 2 2 に準ずる。

【実施：22年度より毎年度】

☆一貫教育校とは

檜原村では、一貫教育を一つの校種としての学校（一貫校という）で実施するのではなく、小・中学校をそのままにして、義務教育9年間を通して一貫校に近い形で（一貫教育校という）実施する。

活動 2 3. 檜原学園の教育の情報の保護者・村民への発信

【担当：檜原学園、檜原村教育委員会】

檜原村における一貫教育を可能な限り多くの保護者・村民に知

ってもらう必要がある。そのためには、説明会を行うだけでなく情報を積極的に発信することが必要である。その内容は児童・生徒の変容を多くすることで保護者・村民の一貫教育についての理解と関心を高めたい。

発信の手段としては、学校便りの活用の他に、檜原学園ニュースの村内配布も考えられる。また、檜原学園としてのホームページを作ることも考えられる。

(注) 活動2 1, 2 2と合わせて行うことも考えられる。

【啓発：2 2年度より毎年度】

活動2 4. 檜原学園の教育について確認する研修会の実施

【担当：檜原学園と檜原村教育委員会】

年度当初に檜原学園研修会を行い、檜原村の一貫教育について確認する。この研修会は、転任してきた教員にとっては檜原村の一貫教育について理解を深める場となるので、檜原学園経営計画だけでなく、一貫教育推進要綱、要綱の詳細と解説、一貫教育基本計画についても確認する。

【実施：2 2年度より毎年度】

活動2 5. 檜原学園の教員としての意識を高める研修会の実施

【担当：檜原学園】

「自分は、義務教育期間のどの期間でどのようなかわり方で檜原村の子供たちを育てていくのか」という檜原学園の教員としての意識を更に高めるために、協働して教育を行うことの大切さが実感できるようなテーマで檜原学園研修会を行う。テーマの例としては次のようなものが考えられる。

- ・ 教員も檜原村民の一員であるという考えから、村民と共に手を携えて教育に当たる意識をもつために、檜原村総合計画における教育の内容や檜原村教育委員会の教育目標・基本方針等について共通理解する。
- ・ 一貫教育の活動は様々である。その活動例を広く求め、かつ学ぶことで檜原村における一貫教育を進める上でのヒントや参考になる実践を教員全員で見付ける。

【実施：2 2年度より毎年度】

<一貫教育校としての機能に関する活動>

活動2 6. 小・中学校の連携・接続が必要な分掌の確認

【担当：檜原小・中学校長】

一貫教育校という観点から、檜原学園経営計画に示されている組織以外にも、小・中学校の連携・接続が必要な分掌を確認する。場合によっては小・中学校それぞれの運営組織の中に必要な分掌を置くことも検討する。

【確認：2 2年度より毎年度】

活動 27. 檜原村公立学校の管理運営に関する規則の見直し

【担当：檜原小・中学校長と檜原村教育委員会】

一貫教育校という観点から、必要に応じて檜原村公立学校の管理運営に関する規則を見直す。改訂の際には、教育委員会の承認が必要である。

【見直し： 22年度】

<檜原村の特別支援教育の推進に関する活動>

活動 28. 檜原村特別支援教育推進要項の作成

【担当：檜原村特別支援教育推進委員会】

檜原村の特別支援教育を円滑に行うには、関係者の共通意識の上に立った推進要項が必要である。

平成20年3月、檜原村特別支援教育の推進に関する検討会議は、冊子「檜原村の特別支援教育の推進について」を作成した。

この冊子には、特別支援教育に関する国や東京都の動向や檜原村の特別支援教育の現状を踏まえた檜原村の特別支援教育の理念が定められ、その理念を具現化するための体制や活動が示されている。

檜原村の特別支援教育の中核となるものは、檜原学園における特別支援教育であることから、この冊子の内容を義務教育9年間の観点から見直すことで、檜原村の特別支援教育の推進要項の作成に替えることができる。

【作成： 22年度】

活動 29. 檜原村特別支援教育推進要項による特別支援教育の実施

【担当：檜原学園特別支援教育委員会】

檜原学園は、檜原村特別支援教育推進要項に基づき、校内委員会である檜原学園特別支援教育委員会（仮称）を中心にして作成した檜原学園における特別支援教育の実施計画を檜原学園経営計画に示し、それを実行する。年度末にはその評価を行う。

【準備： 22年度】

【実施： 23年度より】

活動 30. 檜原村特別支援教育推進要項の検証

【担当：檜原村特別支援教育推進委員会】

檜原村特別支援教育推進委員会は、前年度末に行った檜原学園の活動29における評価を踏まえ、檜原村特別支援教育推進要項を検証する（見直す）。このことにより、檜原村の特別支援教育のより一層の充実を図る。

【検証： 23年度より】

(注) 活動1～30の中には、平成21年度まで行われていたものも含まれている。

Ⅱ 檜原学園長の判断による活動

学園長が必要と判断すれば、副園長との合意のもと、Ⅰに示されていない活動でも一貫教育に関する活動として設定することができる。ただし、この場合は、檜原村小・中学校一貫教育推進委員会の了承を得るものとする。

<付記>

- 1 この計画に示されている活動は、平成22年度から平成27年度の間で行うものとする。
- 2 平成23年3月28日に、この計画の一部を改訂した。

檜原学園の教育目標

檜原学園は、檜原の郷土に根ざし「ふるさと」を支え、
ともに生きる村民の育成のために、子供たちの生きる力をはぐくみます。

そのために、豊かな人間性を養い、村の「自然と文化・歴史」を尊び、
守り、大切にすることを基盤とする小・中一貫教育を行い

檜原村の郷土に根ざし、ふるさとを大切に
する子供
を育成します。

1. 自ら学ぶ檜原の子供（知）
2. 明るく素直で、感性豊かな檜原の子供（徳）
3. 元気な体をつくる檜原の子供（体）

平成23年度 檜原学園経営計画

はじめに

檜原学園経営計画（「経営計画」）は、檜原村立小・中学校一貫教育基本計画第一期計画に沿って作成した。

この「経営計画」を実行することで、檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱第1条に示された、檜原村の一貫教育の目的「児童・生徒の生きる力の育成を図るために、檜原村の教育課題を踏まえながら、共通の考えのもとに義務教育期間を通して計画的・継続的な教育を行う」を具現化していく。

I 檜原学園の教育目標と教育理念

1 檜原学園の教育目標

檜原学園は、檜原村を愛し誇りに思う子供たちを育成するために、豊かな人間性と檜原村の「自然と文化・歴史」を尊び、守り、大切にすることを基盤とする「生きる力」を育む一貫教育を行う。

【檜原学園が目指す子供像】

- 自ら学ぶ檜原の子供（知）
- 明るく素直で、感性豊かな檜原の子供（徳）
- 元気な体をつくる檜原の子供（体）

2 檜原学園の教育理念

「一人一人の個性を生かす」「生きる力」を育てるために、児童・生徒一人一人に視点をあてた一貫教育を行う。

II 檜原学園の組織(組織名、委員・部員、組織の役割)

◎ 経営委員会

[委員長：学園長、副学園長、小学校副校長、中学校副校長、小学校教務主幹、中学校教務主幹、小学校研究主任、中学校研究主任]

- 檜原学園の組織の統括及び連絡調整に関する活動を行う。
- 檜原学園の活動の組織的・効率的な遂行に関する活動を行う。
- 檜原学園の教育の説明及び情報発信に関する活動を行う。

◎ 教務・研修委員会

[委員長：中学校副校長、小学校副校長、小学校教務主幹、中学校教務主幹、小学校研究主任、中学校研究主任]

- 檜原学園の教育課程の組織的・効率的な遂行に関する活動を行う。
- 檜原学園の研修の組織的・効率的な遂行に関する活動を行う。

◎ 部 会 [檜原学園の全教員が分担し担当する]

*各部会には経営委員会のメンバーが統括者として所属する。

[A部会] = [教科部会+保健指導、食育部会]

- ①国語科部会 ②社会科部会 ③算数・数学科部会 ④理科部会
- ⑤音楽科部会 ⑥図工・美術科部会 ⑦体育・保健体育科部会
- ⑧家庭・技術科部会 ⑨外国語活動・英語科部会
- ⑩保健指導・食育部会

[B部会]

- ①道徳・人権教育部会 ②総合的な学習の時間部会
- ③特別活動部会 ④生活指導・健全育成部会 ⑤学習支援部会
- ⑥教育相談、特別支援教育部会
- 檜原学園の学習指導に関する活動を行う。
- 檜原村の教育課題への対応に関する活動を行う。

◎ 全体会 [檜原学園の全教員]

- 檜原学園の全教員が檜原学園の活動について理解し意見を述べ合う。

III 各組織の活動

<経営委員会の活動>

- 1 23年度経営計画の教員への説明
- 2 23年度経営計画の保護者への説明
- 3 活動状況の検証と組織に対する助言及び連絡調整
- 4 全体会及び檜原村教育委員会への活動状況の報告
- 5 一貫教育推進委員会への活動状況の報告
- 6 「檜原学園ニュース」の作成・配布とホームページでの掲載
- 7 児童・生徒の様子の「広報ひのはら」への寄稿
- 8 冊子「檜原学園の教育」の作成とその配布
(檜原学園の活動状況を23年度分としてまとめる。檜原学園の研修のまとめを合わせて、冊子「23年度檜原学園の教育」を作成する。作成したい、冊子を檜原学園の教員をはじめ関係者(機関)に配布する。)
- 9 23年度経営計画の検証と24年度経営計画の作成
- 10 小・中学校の連携・接続が必要な分掌の確認
- 11 経営委員会の活動の検証

<教務・研修委員会の活動>

- 1 檜原学園の研修の企画
 - 【研修の内容】
 - ・ 学力観、評価観、指導観を檜原学園として意志統一すること
 - ・ 研究授業を行うこと
 - ・ 檜原学園の教員としての意識を高めること
 - ・ その他、必要と思われること
 - 【研修会の回数】
 - ・ 研修会は、概ね学期に1回に行う。ただし、必要に応じて増やすことができる。
- 2 24年度の檜原学園の生活時程表及び時間割の作成
- 3 檜原学園の年間行事予定表と月行事予定表の作成

- 4 授業交流及び指導交流の促進を図るための改善策の策定と学習状況票及び授業改善推進プランの効果的活用を図るための改善案の策定
(授業交流：小学生と中学生の合同授業 指導交流：教員の校種を越えた指導)
- 5 各種学力調査等の結果の把握
- 6 檜原学園マラソン大会の企画
- 7 檜原学園体育大会の準備
- 8 檜原学園学習発表会の企画
- 9 檜原学園の指導計画の作成についての指示
- 10 教務・研修委員会の活動の検証

< [教科部会] の活動 >

- 1 授業交流や指導交流の実施と学習状況票や授業改善推進プランの活用
(授業交流：小学生と中学生の合同授業 指導交流：教員の校種を越えた指導)
- 2 24年度の教科の指導計画の作成
- 3 [教科部会] の各部会の活動の検証

< 保健指導・食育部会の活動 >

- 1 指導計画による保健指導の実施状況の把握と課題への対応
- 2 指導計画による食育の実施状況の把握と課題への対応
- 3 檜原学園保健委員会の企画
- 4 24年度の保健指導と食育の全体計画と年間指導計画の作成
- 5 保健指導・食育部会の活動の検証

< 道徳・人権教育部会の活動 >

- 1 指導計画による道徳及び人権教育の実施状況の把握と課題への対応
- 2 檜原学園道徳授業地区公開講座の企画
- 3 24年度の道徳と人権教育の全体計画と年間指導計画の作成
- 4 道徳・人権教育部会の活動の検証

< 総合的な学習の時間部会の活動 >

- 1 指導計画による総合的な学習の実施状況の把握と課題への対応
- 2 指導計画によるキャリア教育の実施状況の把握と課題への対応
- 3 24年度の総合的な学習の時間とキャリア教育の全体計画及び年間指導計画の作成
- 4 総合的な学習の時間部会の活動の検証

< 特別活動部会の活動 >

- 1 指導計画による特別活動の実施状況の把握と課題への対応
- 2 児童会・生徒会の交流活動の企画
- 3 実施計画による中学校部活動への小学生の参加及と中学校部活動及び小学校クラブ活動への教員の相互指導の企画
- 4 24年度の特別活動の指導計画の作成
- 5 特別活動部会の活動の検証

<生活指導・健全育成部会の活動>

- 1 児童・生徒の生活指導や安全確保に関する課題への対応
- 2 関係機関と連携した檜原学園の安全指導及び檜原学園生活指導連絡会の実施
- 3 檜原学園防災マニュアルの充実・改善
- 4 生活指導・健全育成部会の活動の検証

<学習支援部会の活動>

- 1 支援計画による檜原学園の学習支援の実施状況の把握及び課題への対応と支援計画の検証と改善
- 2 学習支援部会の活動の検証

<教育相談・特別支援教育部会の活動>

- 1 児童・生徒連絡ノートを作成
- 2 児童・生徒の学校での様子についての情報交換と課題への対応
*学園長、副学園長、檜原村教育相談室長、学校教育支援室長も出席する。
また、檜原村子ども家庭支援センター指導員、檜原村特別支援教育アドバイザー、
スクールカウンセラーも出席する。随時出
- 3 檜原学園特別支援教育実施計画の作成
- 4 実施計画にもとづく「個別の教育支援計画」及び「個別指導計画」の作成
- 5 教育相談・特別支援教育部会の活動の検証

おわりに

これまで、檜原小・中学校は、共に手を携えて、様々な教育活動を実践してきた。その結果、教員個々の力量が高まり、その力量を校種の違いを越えて結集し、協働して教育を行えば、より一層、子供たちに「生きる力」を身に付けさせられることを実感できるようになった。

「経営計画」を実行することにより、この実感をより一層高めることで大きなエネルギーを生み出し、そのエネルギーによって、檜原学園の教育を充実させていきたい。

檜原村の一貫教育の歩み

檜原村教育委員会

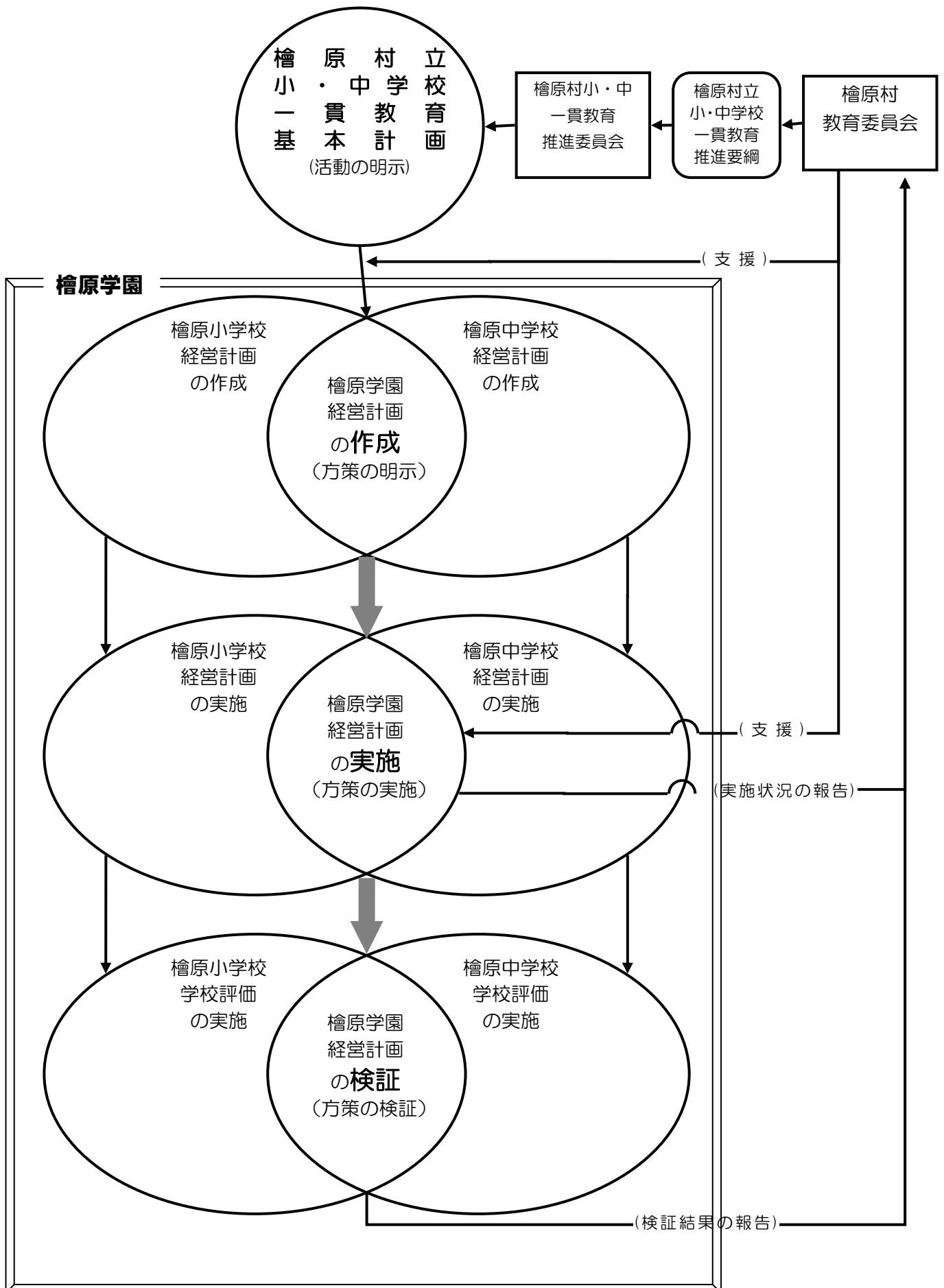
- ◎ 従前より、檜原小・中学校は、様々な連携教育（活動も含む）を行うことで檜原村の教育課題に対応してきた。
- 分掌による連携が行われていた。
[連携の例]
 - ・ 生活指導主任会、小・中学校生活指導連絡会
 - ・ 養護教諭連絡会、小・中学校保健委員会
 - ・ 小・中学校教育相談担当者会
 - 小中合同研修会も年一回行われていた。（主として、児童・生徒の状況についての意見交換）
 - 小・中学校間の授業交流も行われていた。教科数も拡大していった。
- ◎ 平成18、19、20年度の3年間、檜原小・中学校は「檜原小・中学校連携要項」を作成し、連携教育を組織的に行うことで、その成果の充実を図った。
- ◎ 平成18年7月27日、檜原村教育委員会は、連携教育のより一層の推進を図るために、「檜原村立小・中学校の連携推進に関する要綱」を示した。主たる内容は次の通りである。
- [連携を推進する趣旨]
- 義務教育期間を通した一貫性のある教育課程を編成し、地域に根ざした特色ある教育活動を推進することにより、檜原村の学校教育の一層の充実を目指す
- [推進する連携の内容]
- ・ 教育課程の編成・実施・評価に関すること
 - ・ 児童・生徒の生活指導、教育相談等に関すること
 - ・ 学校行事等の実施に関すること
 - ・ 教職員の研修等に関すること
 - ・ その他、連携を推進する上での課題に関すること
- ◎ 平成20年7月1日、檜原村教育委員会は、檜原村の教育課題により有効に対応しながら、児童・生徒に「生きる力」を身に付けさせるには、これまでの連携教育を一貫教育に深化させることが大切と考え、「檜原村小・中一貫教育検討委員会設置要綱」を示し、檜原村小・中一貫教育検討委員会（一貫教育検討委員会）を設置した。
- ◎ 平成20年9月8日の一貫教育検討委員会で、檜原村教育委員会は、「小中一貫教育に向けての檜原村教育委員会ビジョン」（ビジョン）を示した。
- [ビジョンの内容]
- ・ 一貫教育の目的を「生きる力」を育むこととする。

- ・平成20年3月告示の小学校学習指導要領が全面実施される平成23年度より一貫教育を行う。
 - ・一貫教育検討委員会は平成22年度末までに一貫教育の基本計画を作成する。
 - ・義務教育期間を通したカリキュラムを編成する。
 - ・これまでの連携教育を生かした一貫教育の実施計画を作成する。
 - ・一貫教育検討委員会は、保育園と小学校の接続についても協議する。
- ◎平成20年11月28日、檜原小・中学校は、檜原村教育委員会研究指定校として研究発表を行った。この発表は、それまで行ってきた連携教育のまとめとなるものであった。
- ◎平成21年4月1日、檜原村教育委員会は、ビジョンの内容を具体化するために、「檜原村立小・中学校一貫教育推進要綱」（要綱）を示した。
- ◎平成21、22年度の2年間、檜原小・中学校は、「檜原小・中学校一貫教育推進要項」を作成し、平成23年度からの一貫教育実施を見据えた教育活動を行った。
- ◎平成22年3月29日、一貫教育検討委員会は「檜原村立小・中学校一貫教育基本計画第一期計画」（基本計画第一期計画）を作成した。
- ◎平成22年7月15日、一貫教育検討委員会は、檜原村教育委員会に基本計画第一期計画を答申した。
- ※平成22年度の檜原小・中学校一貫教育推進要項には、答申前であっても、基本計画第一期計画に示された活動を取り入れてもよいこととした。
- ◎平成22年11月1日、檜原村教育委員会は、平成23年度からの一貫教育をより一層推進するために、「檜原村立小・中学校一貫教育推進委員会設置要綱」を示し、一貫教育検討委員会を檜原村立小・中学校一貫教育推進委員会（一貫教育推進委員会）を設置するとともに、同委員会に檜原学園運営連絡協議会としての機能をもたせた。
- ※檜原村小・中一貫教育検討委員会設置要綱は廃止された。
- ◎平成23年3月29日、檜原村教育委員会は、一貫教育の推進内容をより一層明確にするために、要綱を改正した。
- ※改正前の要綱は「旧要綱」とする。
- ◎平成23年度より、檜原小・中学校は、基本計画第一期計画を基に「檜原学園経営計画」を作成し、檜原学園による一貫教育を行っている。

☆以上の歩みから、次のことが分かる。

- 檜原学園による一貫教育は、檜原小・中学校が自発的に行っていた連携教育を深化させたものである。
- 檜原村教育委員会は、一貫教育の目的を児童・生徒の「生きる力」を育むこととしている。

檜原村立小・中学校一貫教育推進構想図



檜原村立小・中学校一貫教育推進委員会設置要綱

檜原村教育委員会

(設置)

第1条 檜原村立小・中学校一貫教育（以下「一貫教育」という。）の推進と充実を図るために、檜原村立小・中学校一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 推進委員会は、次の各号の活動を行う。

- (1) 檜原村立小・中学校一貫教育基本計画を5年ごとに作成し、年度ごとに検証する。
- (2) 檜原学園の経営に関して意見を述べる。意見を述べる事項は次のとおりとする。
 - ア 檜原学園経営計画の実施状況や検証結果について
 - イ 檜原学園の経営上の課題解決について
 - ウ その他、檜原学園の経営全般について
- (3) 檜原村教育委員会及び檜原学園の求めに応じて、一貫教育に関する協力者や人材等の情報を提供する。
- (4) その他、一貫教育の推進全般について協議する。

(構成)

第3条 推進委員会の委員は、次の各号により檜原村教育委員会が委嘱する。

- (1) 檜原村学校教育支援室長
- (2) 檜原村学校教育支援室次長
- (3) 檜原村立檜原小学校校長
- (4) 檜原村立檜原中学校校長
- (5) 檜原村立檜原小学校副校長
- (6) 檜原村立檜原中学校副校長
- (7) 檜原村立檜原小学校教諭 1名
- (8) 檜原村立檜原中学校教諭 1名
- (9) 檜原村立檜原小学校PTA代表 1名
- (10) 檜原村立檜原中学校PTA代表 1名
- (11) 社会福祉法人 ひのはら保育園長

2 推進委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

(委員の任期)

第4条 任期はその年度（4月1日～翌年3月31日まで）1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、檜原村教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事及びその運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。